

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

起 訴 事 件										
税 目	①繰 前越 年未 か決 ら件 の数	②起 本訴 年件 の数	起合 計 訴 件① + 件② の	左 の 内 容				有 罪 に 係 る 人 員 及 び 金 額		
				有 罪 件 数	無 罪 件 数	公消 滅 訴 件 権数	未 決 件 数	懲れ た 刑 も の 科 せ 人 員	罰 金	
									人 員	金 額
	件	件	件	件	件	件	件	人	内 人(社)	千円
申告所得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税	4	3	7	6	—	—	1	7	2	8
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4	3	7	6	—	—	1	7	2	8

調査対象等：平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間における事績を示したものである。

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(2) 犯則者違反行為別件数（有罪事件の内訳）

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件 数		該当条項	件 数		該当条項	件 数	
法第	外	件	法第	外	件		外	件
238条	—	—	159条	—	6			
244条	—	—	164条	6	—			
合 計	—	—	合 計	6	6	合 計	—	—

(注) 1 この表は「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書きは、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。